

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ



関連手続きもお忘れなく 引っ越し手続きなどのご案内

転出・転居の届け出

* 該当する人のみ必要

届け出の種類	届け出の期間	手続き	持ち物	問合せ(届け先)
転出 (三島市から他市区町村へ引っ越し)	引っ越し予定日の30日前から受付	転出届※	本人確認書類(運転免許証など)	市民課 ☎983・2602
		国民健康保険(該当する人)	国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証*)、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証*など	保険年金課(国保係) ☎983・2604
		後期高齢者医療制度(該当する人)	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証*など	保険年金課(高齢者医療係) ☎983・2710
		介護保険(該当する人)	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証*、介護保険負担限度額認定証*など	介護保険課 ☎983・2607
		児童手当・子ども医療(該当する人)	子ども医療費受給者証	こども未来課 ☎983・2712
転居 (三島市内の引っ越し)	引っ越し日から14日以内	転居届	本人確認書類。持っている人は、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード(外国人のみ) ※各保険証などは、転出時に準じる。	市民課 ☎983・2602

※マイナンバーカードを所有している人は、窓口に行くことなくマイナポータルからオンラインでも転出の届出ができます。(転入先で転入届などの手続きは必要)



◀マイナポータルはこちら

引っ越しに伴う住民異動届出に係る臨時受付窓口を開設します

時 3月29日(土)、4月5日(土) 午前8時30分～正午

場 市民課(市役所本庁1階)

取扱事務

- ▶住民異動届出(転入届・転出届・転居届) ▶印鑑登録
- ▶住民異動届出に伴うマイナンバーカードの券面変更・継続利用手続き

※住民異動届出に伴う各被保険者証・資格確認書、国民年金、子育ての手続きは後日受付(別途手続き必要な場合あり)

※住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付請求も可(委任状による請求不可)

問 市民課 ☎983・2602

引っ越しに必要な手続きを確認できる「くらしの手続きガイド」をご利用ください

「くらしの手続きガイド」は、質問に答えることで小中学校、子育て、障害者手帳、水道・電気などのライフライン、自動車などに必要な手続きを、個別に洗い出すことができるWEBサービスです。引っ越し関連手続きを事前に確認できますので、ぜひご利用ください。



◀「くらしの手続きガイド」の利用はこちら

問 デジタル戦略課 ☎971・4322

<中郷・北上市民サービスコーナーについて>

4月からは次のとおり窓口を開設(一部変更)します。

開設日 ▶中郷 毎週火曜日～金曜日 ▶北上 毎週月曜日～金曜日 ※祝日を除く

開設時間 午前9時～午後5時15分

内 平日に市民課および課税課で交付している証明書(一部を除く)の交付請求

問 市民課 ☎983・2602

情報

入学・卒業時に手続きが必要です
学生用国民健康保険資格の手続きについて

進学などで親元を離れても、家族と同じ世帯の一員として引き続き三島市の国民健康保険に加入する場合には手続きが必要です。マイナ保険証を利用していない人には、学生用資格確認書を交付します。

対▶国民健康保険に加入中で、学校などに通うため市外に住所を移す人（国内）

▶令和7年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人（更新が必要）

持▶国民健康保険証または資格確認書（更新の場合は学生用保険証または資格確認書）

▶入学または在学を証明するもの（学生証、合格通知書、授業料の領収書など）

▶世帯主と対象者のマイナンバーのわかる書類

▶届出者（同一世帯の人に限り）の本人確認できるマイナンバーカードや運転免許証

※届出にはマイナンバーの記入が必要

■次の人は終了手続きが必要です

勤務先の健康保険加入証明書または資格情報のお知らせ・資格確認書を持参して、国民健康保険証または資格確認書を返還してください。

▶学生でなくなった

▶ほかの健康保険に加入した（勤務先の保険、家族の勤める会社の保険など）

▶健康保険のない事業所に勤務している

■学生用保険証を返還し、ほかの保険証がない人は

国民健康保険は住民登録地での加入が原則です。返還手続き後に住民登録地へ問い合わせ、手続きをお願いします。

問保険年金課（国保係） ☎ 983・2604

情報

令和7年度
国民年金「学生納付特例」の申請をお忘れなく

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

新たに学生納付特例を申請する

特例対象期間 令和7年4月～令和8年3月

申請場所 保険年金課国民年金係または日本年金機構三島年金事務所

※日本年金機構ホームページから電子申請可

対▶学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人（定時制、夜間部、通信課程も含む）

持▶「基礎年金番号通知書」、「年金手帳」、「国民年金保険料納付書」のいずれか1つ ▶「学生証（表裏のコピー可）」か「在学証明書（原本）」 ▶前年就業していた人は「離職票」か「雇用保険受給資格者証」の写し

継続して学生納付特例を希望する

令和6年度に学生納付特例が承認され令和7年度も在学中の場合、4月に送付されるはがき形式の申請書を返送するだけで、継続の申請手続きができます。

※学生納付特例が承認された人で、納付への変更を希望する場合は、日本年金機構三島年金事務所に納付書送付をご依頼ください。

※詳細は、日本年金機構ホームページ「学生納付特例制度」

問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606



◀日本年金機構
 ホームページ